確認検査料金表

日本建築検査協会株式会社（ＪＣＩＡ）

別表第１　建築物申請基本手数料

確認・中間検査・完了検査の申請に係る基本手数料は、申請１件につき、対象となる床面積の合計（算定方法は規程第２条、第５条及び第７条による。）に応じ、次の表のとおりとする。確認申請に係る加算手数料は別表第５から別表第１５までによる。

床面積	確認手数料（円）	中間検査手数料（円）	完了検査手数料（円）
0～100 ㎡以内	50,000	50,000	60,000
100 超～200 ㎡以内	60,000	60,000	80,000
200 超～500 ㎡以内	100,000	75,000	100,000
500 超～1,000 ㎡以内	175,000	140,000	165,000
1,000 超～2,000 ㎡以内	265,000	195,000	225,000
2,000 超～3,000 ㎡以内	360,000	235,000	290,000
3,000 超～4,000 ㎡以内	415,000	265,000	310,000
4,000 超～5,000 ㎡以内	485,000	290,000	355,000
5,000 超～6,000 ㎡以内	555,000	310,000	390,000
6,000 超～8,000 ㎡以内	625,000	330,000	430,000
8,000 超～10,000 ㎡以内	690,000	355,000	465,000
10,000 超～20,000 ㎡以内	805,000	420,000	575,000
20,000 超～30,000 ㎡以内	920,000	465,000	630,000
30,000 超～40,000 ㎡以内	1,015,000	550,000	705,000
40,000 超～50,000 ㎡以内	1,150,000	605,000	830,000
50,000 超～100,000 ㎡以内	1,610,000	860,000	1,050,000
100,000 超～200,000 ㎡以内	2,185,000	1,265,000	1,490,000
200,000 ㎡超	2,875,000	1,545,000	1,985,000

※本料金表において、「基本手数料」とは別表第１から別表第３までに定める額を、「他機関等」とはＪＣＩＡ以外の確認検査機関及び建築主事を、「既確認建築物」とは確認を受けた建築物をいう（規程第２条第２項）。

別表第２　建築物申請基本手数料　（法第 6 条第 1 項第三号による確認の建築物）

床面積	確認手数料（円）	中間検査手数料（円）	完了検査手数料（円）
0～100 ㎡以内	35,000	35,000	45,000
100 超～200 ㎡以内	45,000	45,000	55,000

別表第３　建築物申請基本手数料　（法第 68 条の 11　型式部材等製造者認証建築物）

床面積	確認手数料（円）	中間検査手数料（円）	完了検査手数料（円）
0～100 ㎡以内	35,000	35,000	45,000
100 超～200 ㎡以内	45,000	45,000	55,000
200 超～300 ㎡以内	65,000	55,000	65,000
300 超～500 ㎡以内	75,000	65,000	75,000
500 超～1,000 ㎡以内	125,000	90,000	110,000
1,000 超～1,500 ㎡以内	170,000	110,000	150,000
1,500 超～2,000 ㎡以内	190,000	130,000	170,000
2,000 超～3,000 ㎡以内	270,000	150,000	230,000
3,000 超～4,000 ㎡以内	300,000	170,000	250,000
4,000 超～5,000 ㎡以内	370,000	190,000	270,000

※本表は、床面積が 5,000 ㎡以下の建築物に限り適用する。5,000 ㎡を超える場合は別表第１による。

※移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更の対象床面積は、当該計画に係る部分の床面積と審査を必要とする他の部分の床面積とを合計した面積による。

※別棟増築の場合の対象床面積は、別棟の床面積により算定する。

※一体増築の場合、増築部分の床面積と既存部分の延べ床面積の 7/10 とを合計したものを、対象床面積として算定する。ただし、既存部分に構造遡及がある場合は、当該増築部分と既存部分の延べ床面積とを合計したものを対象床面積とする。

別表第４　同一敷地内の複数棟（新築・増築）に係る倍率

同一敷地内に新築又は増築をする独立した建築物が複数ある場合、当該建築物の床面積の合計により算定した基本手数料に、200 ㎡を超える建築物（増築にあっては、増築部分の床面積が 200 ㎡を超えるもの）の数に応じ次の倍率を乗じた額とする。本倍率は、確認手数料・計画変更確認申請手数料・完了検査手数料・仮使用認定手数料に適用する。

200 ㎡を超える建築物の数	倍率
2 棟	1.1
3 棟	1.2
4 棟	1.3
5 棟	1.4
6 棟以上	1.5

■計画変更確認申請手数料

1）既確認建築物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をＪＣＩＡから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の 1/2 による。

2）既確認建築物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を他機関等から受けている場合は、当該既確認建築物の床面積による。

3）計画変更に伴い、新たに審査を要する部分が発生した場合は、1）又は 2）により算定した床面積と、その部分の床面積とを合計したものを対象床面積とする。

4）構造強度に係る審査を要する場合は、上記で算出した基本手数料×50％を合算したものとする。

5）確認申請と同様に、別表第５から別表第１５までの加算手数料を加算する。

※検証法の床面積は、1）の場合は当該変更に係る部分の床面積の 1/2 とする。ただし、2）の場合及び計画変更で新たに検証法を行う場合は、1/2 としない。

■中間検査手数料の加算

①他機関等から確認済証の交付を受けている場合は、上記金額に確認申請手数料の全額（加算手数料を含む。）を合算した額とする。

■完了検査手数料の加算

1）他機関等から確認済証の交付を受けている場合は、上記金額に確認申請手数料の全額（加算手数料を含む。）を合算した額とする。（ＪＣＩＡにて中間検査を受けた場合を除く）

2）建築物省エネ法に係る適合義務がある建築物

①省エネ適合判定等をＪＣＩＡで受けている場合：完了検査手数料（基本）×25％を加算

②省エネ適合判定を他機関等から受けている場合：完了検査手数料（基本）×45％を加算

3）追加説明書の審査手数料：別途に審査を要する場合は、計画変更手数料の算定に準拠する。

4）再検査手数料：再検査を行うこととなる場合は、完了検査手数料（基本）×50％とする。

5）省エネ基準適合を計算等（省エネ適合性判定）において、以下の軽微な変更が生じた場合は、次の通りとする。

①ルート A の場合、10,000 円を加算

②ルート B の場合、30,000 円を加算

※ＪＣＩＡが仮使用認定を行った建築物は、検査対象面積（全体から仮使用部分面積を除いたもの）による手数料とする。

※次の別表第 5 から別表第１５までの加算手数料は、確認申請及び計画変更確認申請の手数料に適用する。加算率（％）により算定する加算手数料は、別表第 4 の倍率を乗じた後の基本手数料に加算率を乗じて算定する。

別表第５　天空率の審査の加算手数料

項目	加算率
天空率の審査を要する場合	基本手数料×15％

別表第６　省エネ基準適合の仕様基準による審査の加算手数料

住戸区分	基本料金（円）	戸当たり（円）
一戸建ての住宅（1 住戸）	25,000	－
共同住宅・長屋（2 住戸以上）	60,000	3,000

別表第７　検証法の審査の加算手数料

対象部分の床面積	階避難安全検証法及び区画避難安全検証法（円）		全館避難安全検証法（円）		耐火性能検証法（円）	防火区画検証法（円）
	ルート B1	ルート B2	ルート B1	ルート B2		
0～200 ㎡以内	30,000	55,000	45,000	80,000	45,000	45,000
200 超～2,000 ㎡以内	45,000	80,000	65,000	115,000	65,000	65,000
2,000 超～10,000 ㎡以内	80,000	140,000	120,000	205,000	120,000	120,000
10,000 超～50,000 ㎡以内	120,000	205,000	180,000	310,000	180,000	180,000
50,000 ㎡超	180,000	310,000	270,000	460,000	270,000	270,000

※棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積の合計を適用する。ただし、１棟の中に「ルート B1」と「ルート B2」が混在している場合は、それぞれ算出した手数料の合算とする。

※大臣認定を除く。

※検証法における計画変更手数料

・検証法における計画変更申請手数料は、当該変更に係る部分の 1/2 の床面積による

・計画変更で新たに検証法を行った場合、及び直前の確認を他機関等から受けている場合は、1/2 の床面積を適用しない。

別表第８　構造の仕様規定等による審査の加算手数料

審査	加算手数料（円）
１棟ごと	20,000

別表第９　300 ㎡以下の建築物で構造計算による構造審査の加算手数料

審査	加算手数料（円）
１棟ごと	30,000

別表第１０　構造計算を行った棟数が２以上の構造強度に係る審査の加算手数料

審査	加算手数料（円）
一式	42,000　×　２棟目以降の棟数

※棟毎の床面積が 300 ㎡を超える棟に限る

別表第１１　構造計算適合性判定図書との整合性審査の加算手数料

整合性審査	加算手数料（円）
１棟ごと	12,000

※構造上の棟毎に適用

別表第１２　法第６条の３第１項ただし書きの規定による審査（構造計算ルート２の審査）の加算手数料

床面積	加算手数料（円）
0～500 ㎡以内	80,000
500 超～1,000 ㎡以内	140,000
1,000 超～2,000 ㎡以内	180,000
2,000 超～10,000 ㎡以内	220,000
10,000 超～50,000 ㎡以内	280,000
50,000 ㎡超	450,000

※構造上の棟毎に適用

別表第１３　免震構造・限界耐力計算・エネルギー法の審査の加算手数料

項目	加算率
免震構造の審査を要する場合（大臣認定を除く）	基本手数料×20％
限界耐力計算の審査を要する場合（大臣認定を除く）	基本手数料×20％
エネルギー法の審査を要する場合（大臣認定を除く）	基本手数料×20％

※免震構造の審査と、限界耐力計算又はエネルギー法の審査を行う場合は 30％とする。

別表第１４　木造の混構造で別途計算書が必要となる場合の加算手数料

審査	加算手数料（円）
一式	50,000　×　追加された計算書の数

別表第１５　特定天井等の審査（特定天井、落下防止措置）

対象面積	特定天井（円）	落下防止措置（円）
200 超～500 ㎡以内	115,000	220,000
500 超～1,000 ㎡以内	170,000	330,000
1,000 ㎡超	225,000	435,000

※国土交通大臣の認定を受けたもの又はＪＣＩＡにおいて特定天井に係る性能評価を受けたものを除く。

※対象面積は、適用する検証方法に係る箇所毎の水平投影面積とし、複数の構造強度に係る審査を要する場合は、それぞれの箇所毎に対象面積を適用し算定した手数料と合算する。

■軽微変更手数料

軽微な変更説明書 1 件につき 8,000 円を加算する。（中間検査・完了検査等の申請手数料と合わせての請求）

別表第１６　建築設備申請基本手数料

	確認手数料（円）	計画変更手数料（円）	完了検査手数料（円）
昇降機（エレベーター、エスカレーター）	25,000	20,000	30,000
ホームエレベーター・段差解消機	15,000	15,000	25,000
小荷物専用昇降機	12,000	10,000	20,000

※他機関等で確認を受けた昇降機等の完了検査の手数料は、ＪＣＩＡで検査を受ける確認審査手数料を加算した金額とする

別表第１７　工作物申請基本手数料

（1）指定工作物　※付属：建築物の確認申請をＪＣＩＡにしているもの　（令 138 条第 1 項）

①高さが 6ｍを超える煙突

高さ	単独		付属	
	確認手数料（円）	検査手数料（円）	確認手数料（円）	検査手数料（円）
6 超～10m以内	50,000	48,000	30,000	30,000
10m超	80,000	75,000	45,000	45,000

②高さが 15ｍを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等

高さ	単独		付属	
	確認手数料（円）	検査手数料（円）	確認手数料（円）	検査手数料（円）
15 超～25m以内	50,000	48,000	30,000	30,000
25m超	80,000	75,000	45,000	45,000

③高さが 4ｍを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等

高さ	単独		付属	
	確認手数料（円）	検査手数料（円）	確認手数料（円）	検査手数料（円）
4 超～14m以内	50,000	48,000	30,000	30,000
14m超	80,000	75,000	45,000	45,000

④高さが 8ｍを超える高架水槽、サイロ、物見塔等

高さ	単独		付属	
	確認手数料（円）	検査手数料（円）	確認手数料（円）	検査手数料（円）
8 超～10m以内	50,000	48,000	30,000	30,000
10m超	80,000	75,000	45,000	45,000

⑤高さが 2ｍを超える擁壁

高さ	単独		付属	
	確認手数料（円）	検査手数料（円）	確認手数料（円）	検査手数料（円）
2 超～5m以内	50,000	48,000	30,000	30,000
5m超	80,000	75,000	45,000	45,000

（2）指定工作物以外　（令 138 条第 2 項）

①観光用乗用エレベーター　※「昇降機　確認手数料」の「昇降機（エレベーター、エスカレーター）」の料金を適用する。

※他機関等で確認を受けた工作物の完了検査の手数料は、ＪＣＩＡで検査を受ける確認審査手数料を加算した金額とする

別表第１８　仮使用認定手数料

仮使用認定の手数料は、仮使用の認定に係る部分の合計により算定する。

①　ＪＣＩＡにて確認済証の交付を受けている場合

仮使用床面積	確認手数料（円）
0～100 ㎡以内	60,000
100 超～200 ㎡以内	70,000
200 超～500 ㎡以内	105,000
500 超～1,000 ㎡以内	170,000
1,000 超～2,000 ㎡以内	240,000
2,000 超～3,000 ㎡以内	300,000
3,000 超～4,000 ㎡以内	330,000
4,000 超～5,000 ㎡以内	360,000
5,000 超～7,000 ㎡以内	400,000
7,000 超～10,000 ㎡以内	480,000
10,000 超～20,000 ㎡以内	560,000
20,000 超～30,000 ㎡以内	700,000
30,000 超～40,000 ㎡以内	800,000
40,000 超～50,000 ㎡以内	900,000
50,000 超～100,000 ㎡以内	1,150,000
100,000 超～200,000 ㎡以内	1,500,000
200,000 ㎡超	2,000,000

※仮使用認定に係る部分に「避難安全検証法等の審査」を要する場合は、上記により算定した額に、当該審査手数料を加算する。

※あらかじめ検討により、工事の進捗に応じた現場検査が含まれる場合は、上記により算定した額に、（現場確認回数-1）×30,000 円の額を加算する。

※建築物省エネ法に係る適合義務がある建築物の仮使用認定は、算出した額に、「建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物の加算」の適用した額を加算する。（完了検査手数料×25%）

この時、「検査対象面積」を「仮使用対象部分」と読み替える。

②　ＪＣＩＡにて確認済証又は中間検査合格証の交付を受けていない場合

①より算出した手数料に、確認手数料（基本）の全額を合算した額とする。

■仮使用計画認定後の計画の変更

1）認定後、計画の変更により、仮使用認定を再度行う場合は、新たに認定するものとして、「仮使用認定手数料」の規定を適用する。ただし、認定の区画（敷地内経路を含む）の位置、面積、形状に変更がなく、当該内部の変更をする場合は、「仮使用認定手数料」の30％とする。床面積の増加する部分がある場合は、上記手数料に増加する床面積による認定手数料を加算したものとする。

2）当該変更部分に「避難安全検証法等の審査」を要する場合は、1）により算出した額に、当該手数料を加算する。

3）以下に該当する場合は、上記によらず、30,000 円とする。　①変更が軽微　②建築物外部（敷地）における経路部分の変更　③仮使用認定期間の変更

別表第１９　確認検査業務出張交通費

区分（受付した本社又は支店及び出張所からの距離）	出張交通費（円）
地域：A　東京 23 区・札幌市・金沢市・長野市内	0
地域：B　東京 23 区・札幌市・金沢市・長野市外及び 20ｋｍ以内	2,000
地域：C　20ｋｍを超え 50ｋｍ以内	8,000
地域：D　50ｋｍを超え 100ｋｍ以内	15,000
地域：E　100ｋｍを超え 200ｋｍ以内	25,000
地域：F　200ｋｍを超え 500ｋｍ以内	50,000 +交通手段による実費
地域：G　500ｋｍを超え 750ｋｍ以内	70,000 +交通手段による実費
地域：H　750ｋｍを超える地域	100,000 +交通手段による実費

※検査対象物の規模等により、検査員が複数となる場合、出張交通費は検査員人数を上記費用に乗じたものとする。

■確認済証等の紙面発行手数料

確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書の交付において、紙面での発行を行う場合は、処理 1 件につき 5,000 円（非課税）を加算する。

■帳簿記載事項証明の手数料

帳簿記載事項証明に係る手数料は、証明書一通につき 10,000 円（非課税）を請求する。